

広島県告示第四百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼう している 診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
心療内科村岡クリニク	呉市中央二丁目六一〇村上ビルII四階	精神通院医療	心療内科・精神科・内科	村岡 満太郎	平成二〇年四月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ヘルシー薬局	府中市鵜飼町五九九―六	精神通院医療	平成二〇年五月一日
野の花薬局	福山市新市町新市二二六一―六	精神通院医療	平成二〇年五月一日
第一調剤薬局	尾道市因島土生町二〇九〇	精神通院医療	平成二〇年五月一日
パール薬局明石店	豊田郡大崎上島町明石字東浜二六九六一―一	精神通院医療	平成二〇年五月一日
いずみ薬局	安芸高田市向原町戸島一九二二―二八	精神通院医療	平成二〇年五月一日
ひまわり訪問看護ステーション	尾道市久保二丁目一五―一七	精神通院医療	平成二〇年五月一日